

北九州市骨髄等移植ドナー助成金交付要綱

(通則)

第1条 北九州市骨髄等移植ドナー助成金の交付については、北九州市補助金等交付規則(昭和41年北九州市規則第27号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク(以下「骨髄バンク」という。)が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業(移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成24年法律第90号)第2条第5号に規定する事業をいう。)において骨髄及び末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という。)の提供を行った者に対し、骨髄等移植ドナー助成金(以下「助成金」という。)を交付することにより、骨髄等の移植の推進を図ることを目的とする。

(助成金の交付)

第3条 市長は、毎会計年度予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(交付対象者)

第4条 助成金の交付対象となる者は、次のいずれにも該当する骨髄等の提供者とする。

(1) 骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業にドナー登録を行い、骨髄等の提供を完了した者

(2) 骨髄等の提供を行った期間において、市内に住所を有し、かつ、他の法令等により骨髄等の提供に係る同種同類の助成金等を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 北九州市暴力団排除条例(平成22年北九州市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第1号に規定する暴力団又はこれらの者と密接な関係を有する者

(助成内容)

第5条 助成金の額は、骨髄等の提供のための通院又は入院及び面談(骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。)の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき20万円を限度とする。

2 前項の通院又は入院とは、次に掲げるものをいう。

(1) 健康診断又は自己採血のための通院、入院

(2) 骨髄等の採取のための入院

(3) 前2号に掲げるもののほか、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院及び面談

3 交付対象となる者が属する企業、団体等が定める休日及びドナー休暇制度(骨髄等を提供するにあたり必要な骨髄バンクへの登録、検査、入院等の際に要する相当の期

間を特別有給休暇として認める制度をいう。)を利用して取得した休暇については、第1項の日数から当該取得日数を減ずるものとする。

(交付申請)

第6条 骨髄等の提供者のうち助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、北九州市骨髄等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日(提供に係る入院をして退院した日)から1年以内に市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ないと市長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類
- (2) 骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談した日を証する書類
- (3) 市税を滞納していないことを証明する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは速やかに審査を行い、交付を決定したときは、北九州市骨髄等移植ドナー助成金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の不交付を決定したときは、北九州市骨髄等移植ドナー助成金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、申請者が虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金の全部又は一部の返還を期限を定めて命ずるものとする。

(状況報告及び実績報告書の免除)

第9条 規則第13条に規定する状況報告及び第15条に規定する実績報告書の提出は要しないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、平成29年10月1日から施行し、平成29年4月1日以降に行った骨髄等の提供について適用する。

付則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に行った骨髄等の提供について適用する。なお、令和5年3月31日以前に行った骨髄等の提供については、従前の例によるものとする。